公告 第 23 号
令和8年10月26日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊佐賀駐屯地
第３６１会計隊佐賀派遣隊長　内藤　晃

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

１　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
6S8W1AN00060	6SVU1AH0046 0001		

品名　または　件名
大型車両整備用オートリフト据付
部品番号　または　規格
（仕様書のとおり）
使用器材名

数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	PR						

納地または工事場所	引渡場所
佐賀駐業	佐賀駐屯地業務隊　庁舎２階　補給科
搬入場所	納期または工期
業務隊補給科　清水３曹（３３２）	令和9年3月31日（水）

２　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

３　契約条項を示す場所
陸上自衛隊　会計隊事務室

４　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：
入札日時場所　：令和8年11月6日（金）11時30分　佐賀駐屯地　本部庁舎２F 会計隊入札室

５　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

６　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額　契約方式：一般競争

７　注意事項

別　紙

１　入札参加資格者
（１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）予算決算及び会計令第７1条の規定に該当しない者であること。
（３）令和７・８・９年度全省庁統一競争参加資格「物品の販売」の〇等級以上を有する者であること。
（４）大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（５）前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
（６）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
（７）入札等参加者心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行った者であること。
（８）競争参加資格審査結果通知書（写）を期限までに提出し、確認を受けている者

２　公告の提示場所　：　陸上自衛隊 西部方面隊ホームページ（http://www.mod.go.jp/gsdf/wae）・佐賀駐屯地

３　契約条項及び入札参加者心得を示す場所：　陸上自衛隊 佐賀駐屯地第３６１会計隊佐賀派遣隊・西部方面隊ホームページ

４　落札決定方法
（１）総品目総額（税抜き）とし、総品目総額が当隊所定の予定価格制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札となるべき最低入札者が２人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
（２）総品目総額が予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。

５　保証金に関する事項
（１）入札保証金：　免 除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の１００分の５以上を違約金として徴収する。
（２）契約保証金：　免 除
ただし、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の１００分の１０以上を違約金として徴収する。

６　入札方法
（１）　落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の１０％（軽減税率対象品目については８％）に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の１１０分の１００（軽減税率対象品目については１０８分の１００）に相当する金額を入札書に記載すること。
（２）入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上入札致します。また「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。記載がない場合、競争参加者として認めない。

７　入札の無効
（１）競争参加の資格のない者のなした入札
（２）電話・電報・ＦＡＸ等による入札
（３）入札金額、入札者名称等がない入札並びに判別し難い入札
（４）１（７）について、入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
（５）その他入札に関する条項に違反した入札

８　契約書等作成
（１）契約者は決定後、契約金額により「駐屯地用標準契約書等」の様式により作成する。
（２）適用する契約条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

９　その他
（１）　入札参加希望者は、１１月４日（水）１２００までに競争参加資格審査結果通知書（写）を提出（ＦＡＸ可）すること。
（２）　同等品申請は１１月４日（水）１２００までに同等品判定依頼書を提出し、承認を得ること。
（３）入札を委任する場合は、入札開始前までに「委任状」を提出すること。
（４）郵便による入札は、１１月５日（水）１５００迄に到着するよう「書留」で郵送したものを有効とする。この際、第３６１会計隊佐賀派遣隊の担当者へ連絡を確実に実施すること。入札書を封筒に入れて、その封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「入札書在中」と記入すること。また、入札金額が同額になる場合は当該入札に関係のない職員により抽選を実施する。郵便による入札参加者がいる場合の再度入札日時については、別途連絡する。
（５）「入札等参加者心得」を承知の上参加すること。
（６）　最低価格の入札金額が契約等担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の 内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性がある。
（７）　積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性がある。
（８）　積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としない可能性がある。

10　問い合わせ先

（品目及び、同等品に関する件）
〒８４０－２２１２
佐賀県佐賀市川副町大字犬井道9476番29
陸上自衛隊佐賀駐屯地　　業務隊　補給科　補給班長
ＴＥＬ　０９５２－４３－３６８４（内線　３３２）担当：東
ＦＡＸ　０９５２－４５－８８７７

（契約及び入札に関する件）
〒８４０－２２１２
佐賀県佐賀市川副町大字犬井道9476番29
陸上自衛隊佐賀駐屯地　第３６１会計隊佐賀派遣隊　派遣隊長

ＴＥＬ　０９５２－４３－３６８４（内線　３６５）担当：内藤
ＦＡＸ　０９５２－４５－８８７７
メール　361fin-saga-wafin-wa@inet.gsdf.mod.go.jp

調達要求番号:

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
大型車両整備用オートリフト “据付”			
		防衛大臣承認	年　月　日
		作　成	令和８年１０月１３日
		変　更	年　月　日
		作成部隊等名	佐賀駐屯地業務隊

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊佐賀駐屯地業務隊において実施する大型車両整備用オートリフト（以下，本機という。）の据付の役務について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＤの1.2及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｔの1.2による。

1.3　派遣員

官側の施設などにおいて，据付を実施する者をいう。

1.4　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**規格**

ＪＩＳ　Ｐ　０１３８　　紙加工仕上寸法

b)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＤ　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｔ　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ＧＷ－Ｂ５０２４０１Ｎ　　大型車両整備用オートリフト

c)　**公共建築統一基準（国土交通省大臣官房庁営繕部監修，公共建築協会編集）**

公共建築工事標準仕様書（建築工事編），（電気設備工事編），（機械設備工事編）

d)　**法令等**

リフト点検資格認定制度　　社団法人日本自動車機械工具協会

e)　**当該機器製造者の据付基準**（取扱い説明書を含む。）

2　役務に関する要求

2.1　一般的要求事項

据付は，公共建築工事標準仕様書及び当該機器製造者の据付基準に基づき実施する。本機据付後，ＧＷ－Ｂ５０２４０１Ｎの機能が十分に発揮できるものでなければならない。

2.2　据付実施場所

据付実施場所は，調達要領指定書に指定する。

2.3　据付内容

2.3.1　据付機器

据付機器は，**表1**によるものとし，官給する。

表1―据付機器

品　　名	規　　格	単位	数量	据付完了日
大型車両整備用オートリフト	調達要領指定書に示す。			

2.3.2　据付・調整など

据付及び調整などは，次による。

a)　本機の据付，調整，機能及び性能確認を行うものとする。
　なお，据付，調整，機能及び性能確認は社団法人日本自動車機械工具協会が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

b)　電源の取り出しなどは，調達要領指定書に示す。電気工事については，電気工事資格を有する者が実施するものとする。

c)　使用者に対する本機の基本的な取扱方法に関する説明を行うものとする。

d)　据付要領及び据付に関する技術的な諸調整は，契約の相手方の責任において完全に実施するものとする。

e)　ＧＷ－Ｂ５０２４０１Ｎ大型車両整備用オートリフトの納期が、令和９年１月２９日のため据付施工期間は、令和９年２月１日以降、令和９年３月３１までとする。また、調達要領指定書の据付場所（図１－案内図及び配置図）は、新設工事中である。このため、ＧＷ－Ｂ５０２４０１Ｎ大型車両整備用オートリフトの据付工事時期は契約担当官等との調整による。
　また、オートリフト器材は調達要領指定書の据付場所とは違う場所（駐屯地内）に一時保管しているため、移動に必要な器資材は、契約の相手方が準備及び実施するものとする。

2.3.3　設置上の留意事項

設置上の留意事項は，次による。

a)　ピットフレーム，カバー受けレールの設置は，ＦＬレベル測定しながら１００mm程度に切断したアングルピース溶接にてオールアンカー固定後，ピット内側に型枠囲いし，フレームとピットの隙間にモルタルを充てんする。
　なお，オールアンカーの溶接位置は，カバー受けフレームに均等にする。

b)　固定後，移動側リフトの設置は，つり込み後，ピット内メッセンジャーワイヤー，チェーンなど設置後にピットカバーを組み付ける。

2.3.4　構造・形状・寸法

据付場所の構造・形状及び寸法は，調達要領指定書に指定する。

2.3.5　外観

据付後の外観は，使用上有害なきず，割れ，まくれその他の欠陥がなく，各部の仕上がりは，良好なものとする。

2.3.6　塗装

塗装は，調達要領指定書に指定する場合を除き，製造者などの社内規格による。

2.3.7　構成品

構成品は，**表2**による。

表2－大型車両整備用オートリフト構成品（１台当り）

番号	品　　名	単位	数量	注　　記
1	固定側リフト本体	式	1	－
2	移動側リフト本体	式	1	－
3	ピットフレーム	式	1	カバー受けレール含む
4	ピットカバー	式	1	－
5	制御盤	面	1	ブレーカー付き
6	リモコンボックス	個	1	ケーブル２０ m付き
7	無線または有線リモコン	式	1	受信機含む
8	ホイールドーリ	台	4	－
9	ケーブル（２×１４C　２５ m）	本	1	Ｂリフト
１０	ケーブル（２×１２C　２０ m）	本	1	Ａリフト
１１	製造者標準附属品	式	1	－

2.3.8　使用材料など

使用材料などは，**表3**を標準とし，契約の相手方が準備する。

表3－使用材料など（１台当り）

番号	材　　料	必要数	注　　記
1	オールアンカー　１６ mm×１００	３４本	本体固定
2	調整シム	６０本	本体基礎水準の高さ調整用
3	調整ボルト	２０本	本体基礎水準調整用
4	鉄筋　３／８	６本	本体基礎強度用
5	モルタル	３ ㎥	本体設置後の表面仕上げ用
6	ハイドロリックオイル（４６＃）	８０ ℓ	本体作動オイル
7	電線配管	１０m	電線取り回し用
8	アングル　Ｌ５０×４０	２本	本体基礎路盤強化用

3　品質保証

3.1　試験

契約の相手方は，据付後，官側立会において機能試験を実施するものとし，正常な作動状況であることを確認の上，引渡しを行うものとする。

なお、同試験においても、据付け及び調整の際と同様、社団法人日本自動車機械工具協会が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

3.2　監督・検査

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

3.3　品質保証期間

据付に伴う品質保証期間は，試験合格の日から，１年間とする。

4　その他の指示

4.1　提出書類

提出書類は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２Ｔの 5.4 によるほか，**表 4** のとおりとする。

表 4－提出書類

番号	書類名	部数	提出先	提出時期	注記
1	工程表	1	契約担当官等	契約後速やかに	社内様式による。
		1	監督官		
2	作業記録表 （役務完了調書）	4	監督官	各日の作業終了後	様式を**図 1** に示す。

表 4－提出書類（続き）

番号	書類名	部数	提出先	提出時期	注記
3	技術者（派遣員）名簿	3	契約担当官等	契約後速やかに	様式を**図 2** に示す。
4	施工写真	1	監督官	役務作業完了後速やかに	社内様式による。

4.2　施工写真　施工写真は，施工前，施工中及び施工後の見え隠れする部分及び監督官の指示に基づき撮影し，工事アルバム（カラーサービス版）に整理されたものを提出する。

4.3　官給品

秘密保全などは，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２Ｔの**箇条 6** によるほか，駐屯地の中で作業する場合は，次による。官給品は 2.3.1 による。

4.3.1　手続要領など

手続要領などは，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＤの**箇条**5による。

5　秘密保全など

5.1　秘密保全

秘密保全などは，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２Ｔの**箇条 6** によるほか，駐屯地の中で作業する場合は，次による。

a)　行動（火気取扱い，作業用通行路など）は，当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して，作業地域以外への立入りを禁止する。

b)　作業地域以外への立入りを禁止する。やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には，所定の手続を行う。

c)　駐屯地へ立入る者については，日本国籍を有し，日本語で意思疎通ができる者とする。

5.2 安全管理

契約の相手方は，必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに，機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起するものとする。また，作業の工程ごとに安全に対する検討を行い，必要な措置を講ずるなど，安全管理を徹底するものとする。

6　その他

その他は，次による。

a)　役務履行で発生したこん包材，産業廃棄物は契約の相手方が処分するものとする。

b)　据付に際し，駐屯地内の施設等に損傷を与えないように十分注意して施工するものとし，万一損傷を与えた場合は，速やかに監督官及び駐屯地管理者に報告するとともに，契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。

c)　据付終了時には，整理・清掃を確実に行うとともに，仮設物などの撤去を役務期間内に完了しなければならない。

d)　作業の実施にあたっては，午前８時１５分から午後５時までの平日を基準とし，その時間を超える場合には，駐屯地管理者との調整によるものとする。

e)　役務履行に必要な電気及び水は、契約の相手方が準備するものとする。

f)　契約の相手方は，監督官が必要とする場合は，材料検査簿，現場代理人及び主任技術者設定届，役務打ち合わせ簿を提出するものとする。

7　仕様書等に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＤの8.3による。

作　業　記　録　（　役　務　完　了　調　書　）			
実施年月日	令和　　年　　月　　日　　曜日	検査官	監督官
調達要求番号			
契 約 番 号			
契約業者名			
実 施 場 所			
派遣員の種類			

作　業　内　容				
作業細部	実施時間	工数	実施者名	必要事項又は所見

注記1　本記録は，派遣員自身が原則として毎日作成するものとする。

注記2　今後参考となる事項，実施者の所見は，可能な限り詳細に記入する。

注記3　検査官は検査完了後，検査調書に本表を添付し契約担当官へ１部送付する。

注記4　用紙は、ＪＩＳ　Ｐ　０１３８　Ａ４（縦型）とする。

図1―作業記録（役務完了調書）

技術者（派遣員）名簿

1　調達要求番号
2　契 約 番 号
3　契 約 件 名
4　契約年月日
5　担当者（連絡先）

No	営業所・工場等名	所在地・電話番号	氏　名	地位及び職務内容	入門期間	注記

注記1　記載されている者を変更する場合は，速やかに契約担当官へ通知するものとする。

注記2　用紙は、ＪＩＳ　Ｐ　０１３８　Ａ４（縦型）とする。

図2―技術者（派遣員）名簿

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	
	調達要求年月日	令和　年　月　日
	作成部課	佐賀駐屯地業務隊
	作成年月日	令和８年１０月１３日
品名	大型車両整備用オートリフト“据付”	
仕様書番号		

指定事項

2　役務に関する要求

2.2　据付実施場所

住所は，次のとおり。

８４０－２２１２

佐賀県佐賀市川副町大字犬井道９４７６－２９

陸上自衛隊佐賀駐屯地　整備工場

案内図・配置図は**図 1**，建物平面図は**図 2** に示す。

2.3　据付内容

2.3.1　据付機器

据付機器は，次表による。

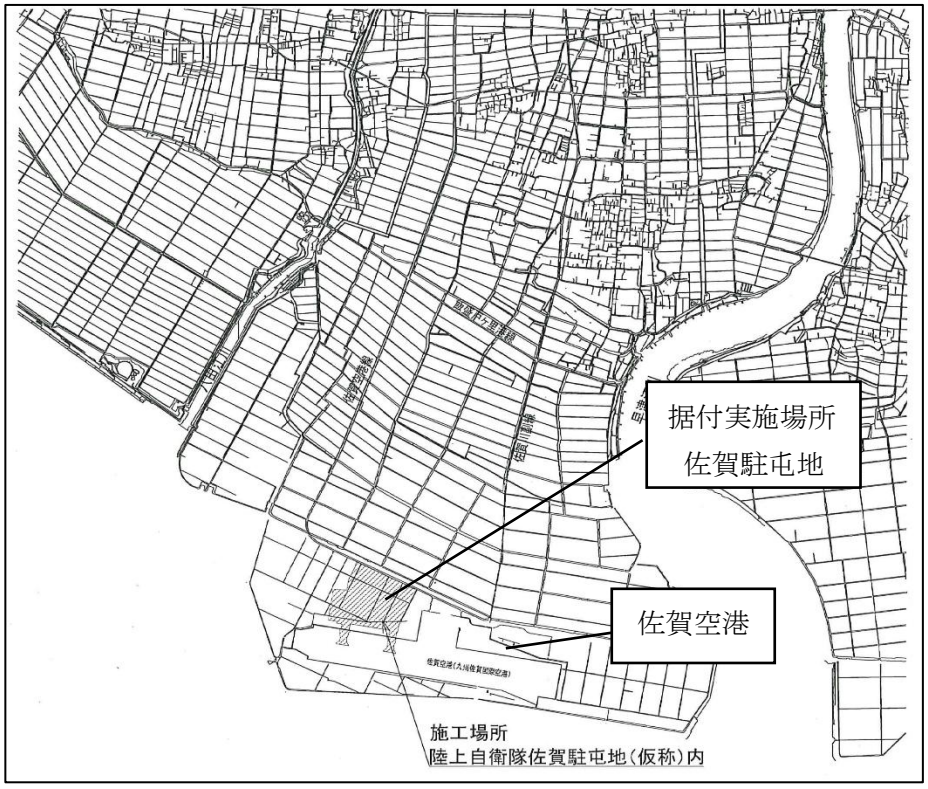
品名	大型車両整備用オートリフト
数量	１基
据付完了日	契約担当官等との調整による。

2.3.2　据付調整等

電気は，専用の盤より配線する。

2.3.4　構造・形状・寸法

据付詳細図は，**図 3** に示す。


据付実施場所
佐賀駐屯地
佐賀空港
施工場所
陸上自衛隊佐賀駐屯地（仮称）内

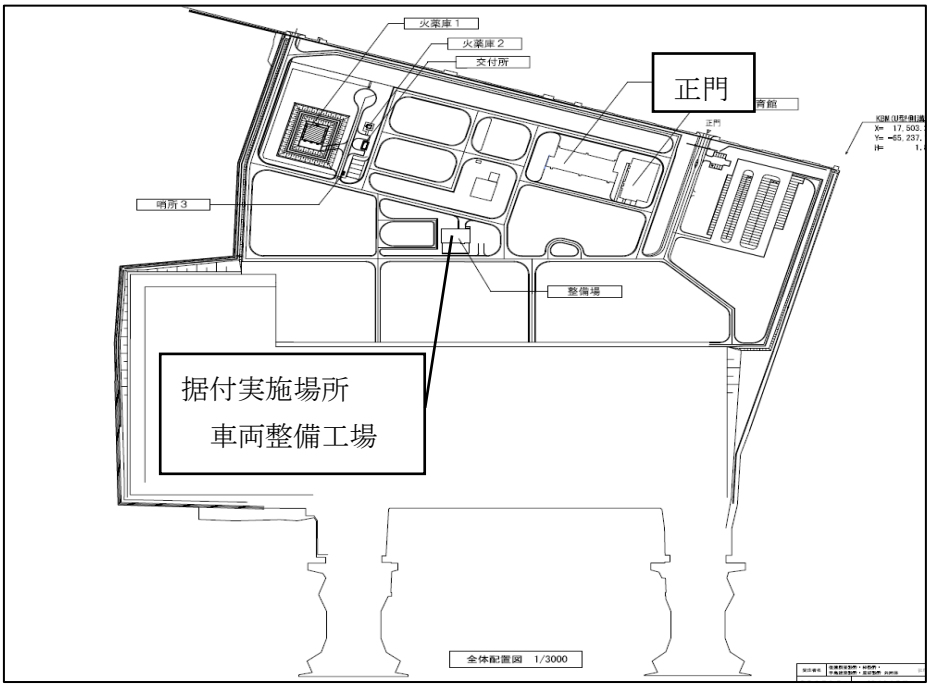

火薬庫１
火薬庫２
交付所
正門
隊舎
哨所３
整備場
据付実施場所
車両整備工場
全体配置図　1/3000

図１－案内図及び配置図

単位：ｍｍ

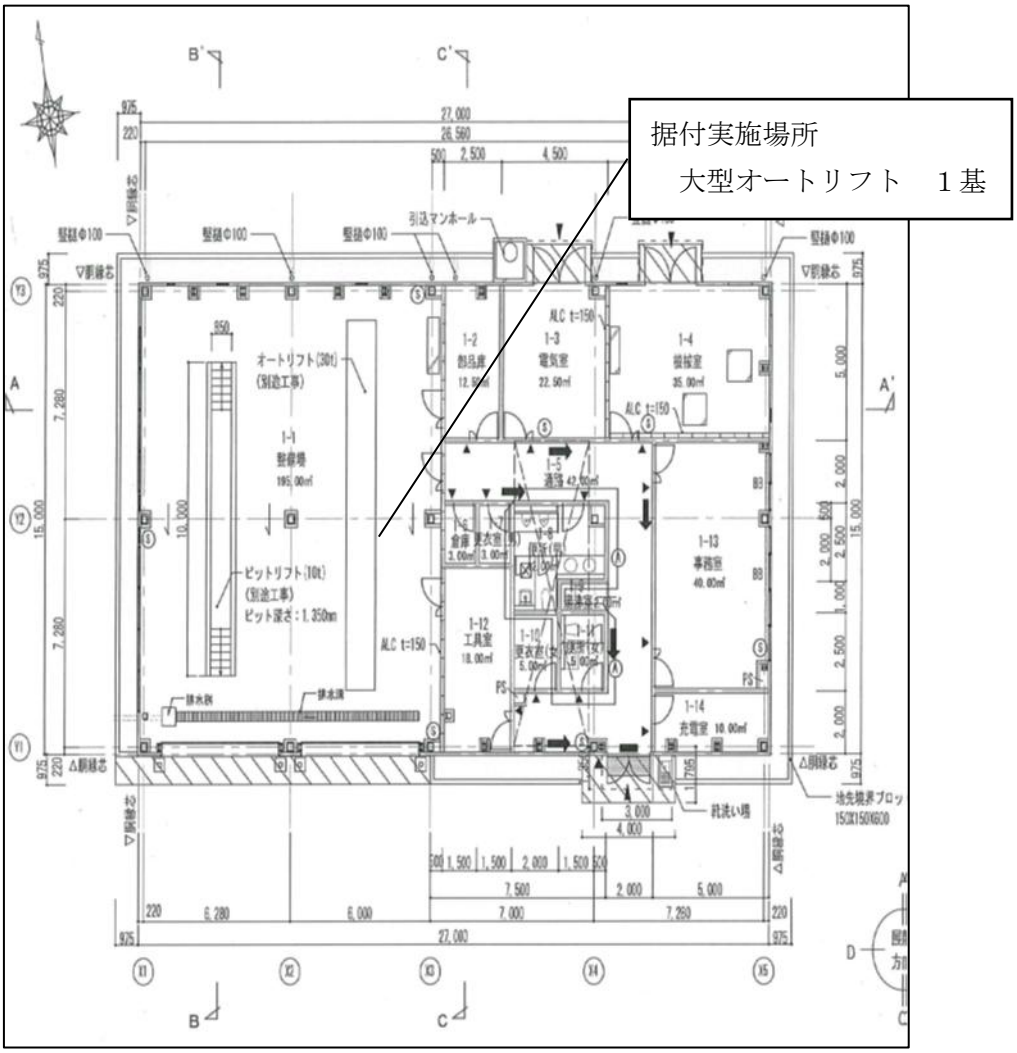


図２－建物平面図

単位：ｍｍ

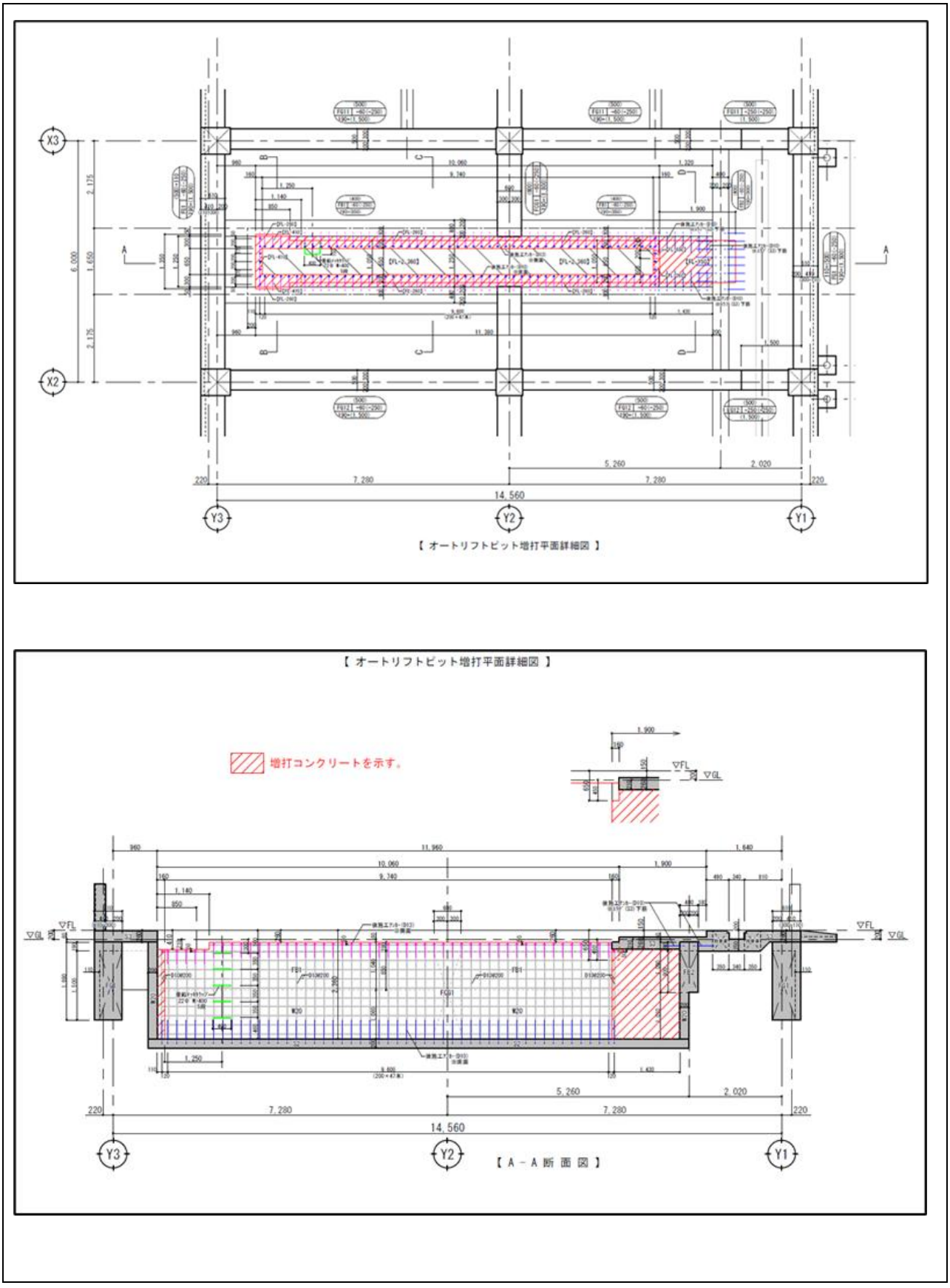


図 3－据付詳細図